

下水道使用料の改定について
答 申 書

令和8年3月18日

蓮田市上下水道事業審議会

上下審第9号
令和8年3月18日

蓮田市長 山口京子様

蓮田市上下水道事業審議会
会長 采澤修八

下水道使用料の改定について（答申）

令和7年8月19日付け下水第191号をもって諮問のあった下水道使用料の改定について、慎重に審議を重ね、その結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

記

1 下水道使用料改定の必要性

蓮田市公共下水道事業では、現在直面している財政上の4つの課題があるとしています。

1点目として、埼玉県中川流域下水道維持管理負担金の単価が改定されたことです。令和6年度まで40円/m³であった単価が令和7年度からは43円/m³になっており、この単価引上げによって生じる収入不足分を下水道使用料収入で補わなければならない状況に至っています。

2点目として、費用負担の適正化です。地方公営企業法には「経費の負担の原則」として、「経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」と規定されており、公営企業である下水道事業は一部の例外に該当する部分を除き、すべて独立採算で経営を維持しなければなりません。しかしながら、令和6年度蓮田市の下水道事業の経費回収率は73%で、現下の収入不足分を一般会計からの繰入金で補填しながら経営を維持している状況であり、これを改善する必要があるということです。

3点目として、使用料単価の適正化です。国は下水道使用料について「健全な経営を確保できるものでなければならない」とした上で、使用料単価の最低ラインを150円と示しており、これを下回る事業体に対して「最低限行うべき経営努力」として使用料単価150円まで引き上げることが求められています。蓮田市の使用料単価は令和6年度決算値で111円であり、これを大きく下回ることから、この部分においても改善が必要ということです。

4点目として、施設の更新・維持管理に備えた資金の確保です。下水道管の耐用年数は、一般的に50年とされておりますが、蓮田市の下水道は昭和50年代から

急速に工事を進めてきたものであり、間もなく順次耐用年数を迎えていきます。また、施設の適切な維持管理や更新工事を計画的に進めていくためには多額の資金が必要となりますが、施設の経年化が進むことに伴い、管路の詰まりや破損、ポンプや電気設備の不具合等も増えていくことが予想されるため、それらに対応するための人的負担や費用負担（修繕費、維持管理費）を充分に見込んでおく必要があるということです。令和7年1月に県内で発生した大規模な道路陥没事故を教訓として、適切な維持管理、老朽化した管路等施設の更新、地震等自然災害への備え等についてはその重要性を改めて認識しなければならないでしょう。

下水道事業の支出は、その大部分がこれまでに施工した資本費（施設整備費）に係る「企業債の償還金」と「減価償却費」、また埼玉県流域下水道へ支払う「負担金」などであり、経営努力によって圧縮できる余地がほとんどないとされています。

これらのことから、上記の課題を解決していくためには、使用料の改定は避けられないものと考えられます。

2 下水道使用料の改定案

(1) 現行の使用料体系

「一般汚水」使用料体系（2か月・税抜き）は、以下のとおりです。

区分	排除汚水量（使用水量）	金額
基本料金（基本使用料）	20 m ³ まで	1,600 円/月
超過料金（従量使用料）	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	100 円/m ³
	40 m ³ を超え 60 m ³ まで	115 円/m ³
	60 m ³ を超え 100 m ³ まで	130 円/m ³
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	145 円/m ³
	200 m ³ を超え 300 m ³ まで	160 円/m ³
	300 m ³ を超え 600 m ³ まで	175 円/m ³
	600 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	190 円/m ³
	1,000 m ³ を超える分	205 円/m ³

現行の使用料体系の問題点として、以下の点が挙げられています。

- ① 使用者の大部分が対象となる 60 m³までの水量区分の単価が低いため、安定的な収入が確保できないこと
- ② 逦増制（使用水量が増えていくと単価が上がっていく仕組み）が強いため、多量使用者への依存度が高いこと
- ③ 基本水量が 20 m³となっており、ほとんど使わない利用者にとっては割高感が生じること

使用料の改定にあたっては、全体的な収入の底上げとともに、これらの問題点の解消を図るためには、使用料体系の再構築が必要となります。

これらを踏まえて作成された各改定案について検討を重ねた結果、本審議会では次項に示す改定案を妥当と考えます。

(2) 改定後の使用料体系（改定案）

「一般汚水」使用料体系（2か月・税抜き）

区分	排除汚水量（使用水量）	金額
基本料金（基本使用料）	10 m ³ まで	2,000 円/月
超過料金（従量使用料）	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	40 円/m ³
	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	140 円/m ³
	40 m ³ を超え 60 m ³ まで	170 円/m ³
	60 m ³ を超え 100 m ³ まで	190 円/m ³
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	200 円/m ³
	200 m ³ を超える分	210 円/m ³

この改定案では、基本水量を10 m³に抑えることで少量使用者の負担の公平感に配慮するとともに、60 m³までの水量区分の単価を一定程度上げながら逓増制を緩和して、安定的な収入を確保することが期待できます。

(3) 改定率

上記改定案における各水量ランク別の改定率は以下のとおりとなります。

（2か月・税込み）

使用水量	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	100m ³	200m ³	1000m ³	5000m ³
現行使用料	1,760円	1,760円	1,760円	2,860円	3,960円	5,220円	6,490円	12,210円	28,160円	187,110円	1,089,110円
改定案	2,200円	2,200円	2,640円	4,180円	5,720円	7,590円	9,460円	17,820円	39,820円	224,620円	1,148,620円
現行との差額	+440円	+440円	+880円	+1,320円	+1,760円	+2,370円	+2,970円	+5,610円	+11,660円	+37,510円	+59,510円
改定率	25.0%	25.0%	50.0%	46.2%	44.4%	45.4%	45.8%	45.9%	41.4%	20.0%	5.5%

※ 上記表は、使用者負担の差額等を明確に示すため、税込みの金額で表示しています。

(4) 改定時期

経営等の諸課題の解消のためには、使用料改定を早急に行うことが望ましいですが、市民生活及び事業活動への影響を考えれば、十分な周知期間を確保しなければなりません。

これらのことから、改定実施時期は「令和9年4月1日」が妥当と考えます。

3 付帯意見

当審議会が本答申をするにあたっては、以下の意見を付すものとします。

- ① 下水道使用料の改定は12年ぶりであり、市民生活や事業活動への影響は大きいと考えられるため、使用料改定を行う際には、公共下水道の現状や改定の必要性について市民、事業者に丁寧に説明や周知を行うこと。
- ② 広報紙やホームページ等により、十分な情報提供に努めること。
- ③ 大地震等の自然災害や施設の老朽化などへの対策の重要性が増していることを踏まえ、施設の更新や耐震化などを適切に実施すること。
- ④ 将来にわたって安心・安全・安定的な下水道サービスを提供するため、引き続き効率的な事業運営に努めること。
- ⑤ 下水道使用料は5年を目安に定期的に検証を行い、その際には社会経済情勢の変化を的確に把握すること。なお、見直しをする際は世代間負担の公平性にも配慮すること。

4 令和7年度 蓮田市上下水道事業審議会審議経過

回	日程・会場	議 事
第1回	令和7年7月25日(金) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	下水道事業について(勉強会)
第2回	令和7年8月19日(火) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	(1) 下水道事業の経営改善について(勉強会) (2) 下水道使用料について(勉強会) (3) 下水道使用料の改定について(諮問)
第3回	令和7年10月3日(金) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	下水道使用料の改定案の検討
第5回	令和7年11月20日(木) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	下水道使用料の改定案の検討
第6回	令和8年1月29日(木) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	下水道使用料の改定案の検討 審議会答申書案の検討
第7回	令和8年3月18日(水) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	審議会答申案の確認 下水道使用料の改定について(答申)

※ 第4回は水道事業に関する議事であり、下水道使用料に関する審議なし

【資料1】

蓮田市上下水道事業審議会条例

昭和39年10月22日条例第34号

改正

昭和42年6月27日条例第20号
昭和51年7月5日条例第23号
昭和55年3月31日条例第7号
昭和56年3月30日条例第2号
昭和56年6月29日条例第11号
昭和62年6月25日条例第13号
平成2年9月28日条例第12号
平成18年3月28日条例第17号
平成18年10月3日条例第34号
平成19年6月29日条例第21号

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、蓮田市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 水道及び下水道の利用者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年6月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年7月5日条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第3条第2項の改正規定は、この条例施行の際委員となっている者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月30日条例第2号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月29日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 現にこの条例の改正前に委嘱又は任命されている審議会等の委員の任期は、任期満了までとする。ただし、市議会の議員、助役、収入役、教育長及び市の職員で委嘱又は任命されている者の任期は、昭和56年6月30日までとする。

附 則 (昭和62年6月25日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する委員を有する審議会等については、当該委員の任期の満了する日の翌日からこの条例による改正後の条例の規定を適用する。

附 則 (平成2年9月28日条例第12号抄)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の蓮田市上水道建設審議会委員として在職する委員については、当該委員の任期の満了する日まで、改正後の蓮田市上水道事業審議会委員とみなす。

附 則 (平成18年10月3日条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

【資料2】

令和7年度 蓮田市上下水道事業審議会委員名簿

(敬称略)

委嘱期間 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

	氏名	備考
会長	采澤 修八	1号委員
副会長	秋山 敦	1号委員
委員	菊池 義人	1号委員
委員	鈴木 貴美子	1号委員
委員	中野 拓治	1号委員
委員	大澤 正見	2号委員
委員	小林 由美子	2号委員
委員	黒田 みどり	2号委員
委員	高橋 智	2号委員
委員	爪川 京子	2号委員
委員	富江 寛二	3号委員
委員	山崎 正平	3号委員

1号委員：学識経験者

2号委員：上水道下水道の使用者

3号委員：公募による委員

【資料3】

蓮田市長から審議会への諮問書



下水第191号
令和7年8月19日

蓮田市上下水道事業審議会
会長 采澤修八 様

蓮田市長 山口京子



下水道使用料の改定について（諮問）

標記の件について、蓮田市上下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

下水道使用料の改定について

2. 諮問の趣旨

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、事業の収入によってその経費を賄う「独立採算制」が原則ですが、経費回収率（汚水処理経費に対する使用料収入の割合）は、100%を下回っています。

この経費に対する収入の不足分は、一般会計からの基準外繰入金で補填していますが、この主な財源は、公共下水道の未使用者を含めた全市民が負担する市税であり、負担の公平性の観点から、改善していく必要がございます。

また、今後汚水幹線の整備や施設の維持管理・更新等の投資を進める必要がある中、厳しさを増す一般会計の財政状況から基準外繰入金が十分に得られなかった場合、資金不足から市民生活の安全が担保できなくなる可能性がございます。

こうした経営課題を解決し、将来にわたって公共下水道事業を安心・安全・安定的に継続するには、下水道使用料の見直しが不可欠であることから、下水道使用料の改定について、貴審議会に諮問するものです。